



基本的方向1：学校教育「心豊かでたくましい子どもを育てる」

学校は、心身の発達に応じた体系的な教育を行うことによって、子どもたちが生涯を主体的かつ幸福に生きるための基礎を養う場です。

学校教育においては、命を大切にし自己を認め他者を思いやる「豊かな心」、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」、基礎知識から応用力までの「確かな学力」の3つをバランスよく育てていくことが重要です。加えて、就学前の幼児期から成長に沿った切れ目のない教育を推進することで、これら3つがより確かなものに育まれます。

子どもや学校を取り巻く地域の力にも支えられながら、多様な教育課題へのきめ細かな対応を進め、学校教育の充実に不断に取り組み、子どもたちの個性を伸ばし、将来、社会の中で個人として、社会の一員としてたくましく生きる力を身につけさせる学校教育を実現します。

ミッション1：豊かな心の育成

教科化される道徳の時間を活用しながら、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、子どもたちの豊かな情操や規範意識、自らを認め相手を思いやる心の醸成を図るとともに、震災により心の健康問題を抱える子どもたちの気持ちに寄り添ったケアを継続します。

施策1 いじめ防止・自死予防・不登校対策の推進

■現状や課題

- 本市で発生した自死事案を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、保護者や地域の理解や協力を得ながら、再発防止に取り組む必要があります。
- いじめの認知件数は、いじめへの関心が高いことや学校が早期発見に積極的に取り組んでいることもあって増加していると考えられますが、この中で、特に軽微と思われるがちな事案や再発防止の徹底について、学校全体で情報を共有し、組織としての的確に対応を行っていくことが大きな課題となっています。
- 不登校の児童生徒数も増加傾向にあります。不登校の児童生徒の学校復帰に向けた支援の充実に加え、不登校の未然防止に向けた取り組みが求められています。
- 震災により心に健康問題を抱えている子どもたちに対して、成長や発達に大きな障害とならないよう、それぞれの状況に応じた中長期的な心のケアを計画的に行っていく必要があります。

※これまでの主な事業 スクールカウンセラー配置事業 スクールソーシャルワーカー活用事業
いじめ防止キャンペーン いじめ・不登校対応支援チームの学校巡回
いじめ防止マニュアルの作成

今後の方向性・取り組み

- 各学校において、いじめ対策担当教諭、不登校対策担当教諭を明確に位置づけ、いじめや不登校の未然防止に向けて学校組織をあげて積極的に取り組みます。
- 適切な指導・支援が行えるよう、いじめ防止対策を一層進めていくとともに、いじめ相談窓口やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ります。

（これまでの主な事業）

- スクールカウンセラー配置事業／スクールソーシャルワーカー活用事業：いじめや不登校、暴力行為などの未然防止等への対応、早期発見・解決のために、全市立学校・教育委員会事務局にスクールカウンセラー、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカーを配置。
- いじめ防止キャンペーン：5月と11月を強化月間とし、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の意識を高める取り組み。
- いじめ・不登校対応支援チームの学校巡回：教育委員会事務局の主任指導主事・指導主事・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる4名体制で学校を巡回し、学校の対応や体制を確認。



- ソーシャル・スキル・トレーニングやエンカウンター等の手法を取り入れ、より良い人間関係を築くとともに、児童生徒や保護者、教職員を対象とした自死予防研修を実施するなど、命を大切にす
る教育を進めます。
- 心の不調が生じた児童生徒に対する教員の相談対応能力向上を図るとともに、児童生徒がスト
レスの予防や対処の仕方を学べるようストレスマネジメントの手法を取り入れるなど、心の健康
教育を推進します。
- 適応指導センター(児遊の杜)や適応指導教室(杜のひろば)において、不登校の子どもたちの学
校復帰や社会的自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校の未然防止に向け、1・2・3運動^{※13}
や積極的な小中連携に取り組みます。
- 震災に伴い心に健康問題を抱える児童生徒については、心のケア支援チームによるケアを計画
的・継続的に実施します。

施策2 互いを理解し思いやる心を育む取り組みの推進

■現状や課題

- 近年の家族形態の変容やライフスタイルの多様化等を背景に、家庭の教育力が低下す
るとともに、地域において大人や異年齢の子どもたちとの交流の場など、様々な体験
の場が減少し、児童生徒に思いやりの心や規範意識が十分に身に付いていない状況が
見られます。
- 学校では、家庭・地域や警察などの関係諸機関と連携しながら、生命を大切にする心
や思いやりの心を育み、善悪を判断する力や規範意識を児童生徒にしっかりと身に付
させるよう、教育活動全体を通して指導の充実に努めることが一層重要となっていま
す。
- スマートフォン等の急速な普及により、インターネット上のいじめや犯罪、プライバ
シー上の問題につながるケースが増えており、情報社会の中で児童生徒が自ら判断し、
行動できる考え方や態度の育成が求められています。

※これまでの主な事業 道徳教育の推進事業 福祉教育・人権教育の推進 情報モラル教育

今後の方向性・取り組み

- 道徳教育の要である道徳科の授業の充実に図り、「考える道徳」や「議論する道徳」への転換に
より、児童生徒の道徳性を育みます。
- 児童生徒が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとと
もに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育資料「みとめあう心」を活用等により、
人権教育の充実に図るとともに、規範意識の向上を図るため、警察などの関係諸機関との連
携・協力を進めます。
- 学校と家庭が連携し、子どもたちが情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を
身に付けられるよう、情報モラル教育を推進します。

(これまでの主な事業)

- **道徳教育の推進事業**：生命の尊重や規範意識の涵養に取り組むため、人権教育資料を全校に配付。
- **福祉教育・人権教育の推進**：福祉施設・特別支援学級との交流学習や高齢者施設での体験学習等を通して、差別や偏見のない社会の実現のために進んで努力する児童生徒を育成する。

(用語解説)

- ※13 **1・2・3運動**：「1週間・1か月間の学校生活の把握」「2方向以上からの情報収集」「3日間連続欠席した際の初動対応開始」をスローガンとした不登校児童生徒を出さないための全教職員による初期対応。